

国際物流管理における輸出規制に関する研究

日大生産工(院) ○XING YI
日大生産工(教授) 鈴木 邦成

1 まえがき

国際物流のグローバル化が進展するなかで、関税障壁は低くなり、さらにIT化の導入が進み、輸出入プロセスは簡素化される傾向にある。しかしながら、その一方で輸出に関するリスクにも注目が集まるようになった。これまでは容易に輸出されなかった高性能の工業製品や素材、部品などが発展途上国、新興国、さらには「ならず者国家」にも輸出される機会が増えてきたのである。

そしてその流れのなかで、2001年ニューヨークでの同時多発テロなど、米国、あるいは米国の同盟国に対するテロ、攻撃、紛争などが相次いで発生することになった。日本についても北朝鮮からのミサイル攻撃による危険にさらされる事態が続いている。

こうした世界情勢下において、通常兵器及び大量破壊兵器の直接の輸出に制限が加えられるのはいうまでもないことであるが、それだけではなく、先進国では日常生活一般に使われる製品などが「ならず者国家」などでは武器に転換されるという事態に対する危機意識が高まってきた。

そこで本研究では規制強化された輸出管理業務の一連のプロセスを通して、国際物流における出荷プロセスに大きな負荷があることを確認する。

2 輸出管理における規制強化

輸出管理の導入は2001年9月11日のニューヨークでの同時多発テロ発生を契機としている。9・11の発生以降、米国の科学技術がイラク、イラン、リビア、北朝鮮などの軍事技術に転用される事件が相次ぎ、米国で輸出管理について厳しい対応をとる動きが加速していった。

またこの間、日本においても2006年11月に軍事転用のリスクを抱える凍結乾燥機や粉碎

機の無許可輸出や2007年の無人ヘリコプターの無許可輸出などが相次いで発生している。

また、繊維メーカーA社とその子会社は1980年末から近年まで同社製の炭素繊維を「テニスラケットなどのスポーツ用品の製造」という使用目的で台湾に輸出していた。だが炭素繊維はミサイルの製造などの軍事転用が可能で経済産業省は「不実申請」としてA社とその子会社に警告を出している。

経済のグローバル化や経済統合の発達で、先進国の先端技術が発展途上国や新興国に輸出されるケースが増えたが、その先端技術が「ならず者国家」で軍事転用されるケースが相次ぎ、輸出に厳しい制限が加えられることになった。

そこで先進国では非軍事製品として使用されている製品などが、軍事転用されるリスクを回避することを目的として、キャッチオール規制が導入された。外国為替及び外国貿易法による国際的な平和および安全の維持を妨げるような特定の種類の貨物（以下、「特定貨物」）の輸出や特定の技術を提供する場合には輸出者はそれぞれ経済産業大臣の輸出許可（第48条（以下、「輸出許可」）や役務取引の許可（第25条）を受けねばならないと規定している1）。

3 リスト規制及びキャッチオール規制

3.1 概要

リスト規制とは、武器、あるいは軍事用途にも転用可能な高度汎用技術品の輸出についての品名をリストアップしての規制である。用途、需要者に関係なく該当する輸出品については日本の経済産業大臣の許可を取らなければならない。

キャッチオール規制とは、食料品、木材などの一部の輸出品を除いた全ての輸出品に関する規制である。

ホワイト国以外への輸出について、インフォーム要件、客観要件のいずれかに該当するなら

ば、経済産業省の輸出許可を受ける必要がある。

3.2 該非判定

該非判定とは、図1のように、技術提供にあたって、審査票を用いて、技術士が事前にリスト規制に該当するか否かを判定することである。判定方法は、技術部門などが仕様などの技術面を判定し、輸出管理部門が法的な観点から確認を行う二重チェック体制がとられることが多い。ダブルチェックで正確を期す。インボイスやパラメーターシートなどの内容が正しいかを確認する2)。

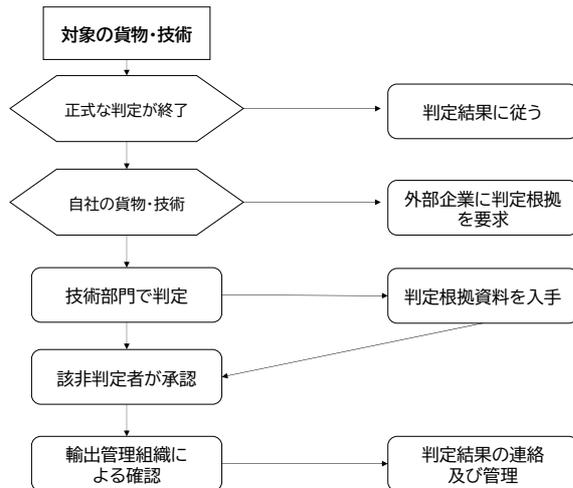


図1 該非判定の手順フロー

出典：諸資料を基に作成

該非判定はリスト規制品目（大量破壊兵器関連及び通常兵器関連）のみならず、軍事転用され大量破壊兵器及び通常兵器の開発に用いられる恐れのある品目、すなわちキャッチール規制品目についても行われる。

許可が必要となる要件は客観要件及びインフォーム要件になる。客観要件は輸出者による判断で用途要件（使用目的）、需要者要件（顧客）からなり、インフォーム要件は経済産業省による判断で経済産業省から許可を取るように通知を受けた場合に行う。

3.3 キャッチオール・チェックシート

キャッチオール規制について、①制限顧客かどうか、②特別用途管理取引かどうか、③需要者要件該当かどうか、④用途要件該当かどうか、⑤インフォーム要件該当かどうか、⑥不審な取引かどうか、などについてチェックシートを作成して確認する3)。

なお、取引の一連の手順は図2に示すように

なる。特定貨物・技術の該非判定については、取引区分（一般取引、要件該当取引、特別管理地域向け、軍・軍事用途向け、制限顧客向け）のいずれかを確認したうえで取引審査を行う。

各取引部門の主な役割を説明すると、取引部門は営業部門が行うことになり、制限顧客リストでの確認、軍・軍事用途向け、特別管理地域の確認などを行い、該当する場合にはST管理票を起票する。また引合製品の該非判定の確認も行う。

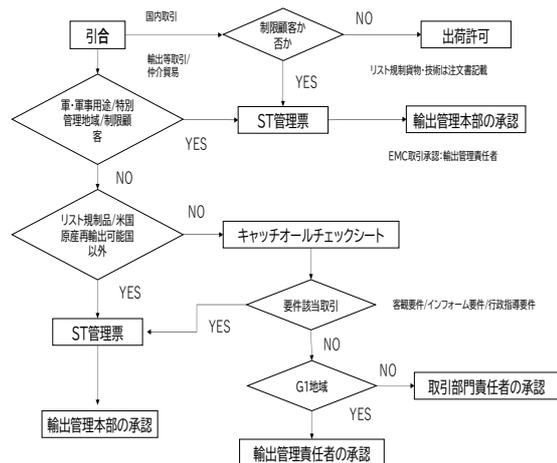


図2 取引審査手続きの基本フロー

出典：諸資料を基に作成

4 考察及びまとめ

以上のように、リスト規制、キャッチオール規制に係わる一連の業務が必要になっていることから、製造業の輸出部門の出荷業務には煩雑かつ多大な負荷がかかっている。経済のグローバル化が進展し、マクロレベルでの規制緩和で輸出量が増えれば、それに比例するかたちで出荷業務は煩雑性を増すことにもなる。さらに近年は米国における輸出規制もより一層、強化されている。安全保障上の制約があるために手続きの軽減化を容易に進めることはできないが、経済のグローバル化により発生した新たな障壁の影響で出荷業務の円滑化が妨げられることになるともいえよう。

参考文献

- 1) 貨物等省令の第8条第九号
- 2) 経済産業省、安全保障貿易管理 (<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html> 2020年9月20日確認)
- 3) 稲村國康, 東芝における技術の輸出管理, 日本安全保障貿易学会第9回研究大会, 2009年